

茂原市まちづくり条例策定協議会 第12回会議 概要

開催日時	平成26年12月18日(木) 13時～
開催場所	茂原市役所5階502会議室
出席者	協議会委員18名(うち2名所用のため欠席) 事務局(鶴岡企画政策課長、平井企画政策課長補佐、風戸企画政策課主査、 苅込企画政策課主事)
会議次第	1.開会 2.議題 (1)提言書項目の検討について ・第5章 協働 ・第7章 行政運営の基本原則 (2)その他 3.閉会
会議要旨	2.議題 (1)提言書項目の検討について
事務局(企画 政策課長) 関谷会長	<ul style="list-style-type: none">・13時現在の出席者は16名。定足数に達したため、会議は成立した。・ここからの進行は関谷会長にお願いする。・今日は、前回ご確認いただいた部分を改めてご確認いただき、その上で、現在主に議論している第7章の「行政運営の基本原則」について、引き続き議論してまいりたい。・初めに、事務局から資料についての説明をお願いしたい。
事務局(企画 政策課主査)	<ul style="list-style-type: none">・説明に入る前に、資料の確認をいたしたい。本日の資料は、事前にお送りした「協議会スケジュール(改3)」、「第11回協議会 論点の整理」である。・傍聴者の皆様には、これに加えて、提言書を抜粋した資料と、感想等の記入用紙をお配りした。・初めに、協議会スケジュールについて。前回の協議会の終盤において、会議のスケジュールがあと4回で終わらないのではないか、日程を追加した方がよいのではないかというご意見をいただいたので、事務局において調整した。・具体的には、1/16(金)、2/19(木)、3/25(水)の3日間を加えて、1月から3月までの間に6回の会議を予定するものである。・本日は協働の章の最終確認と、行政の章の継続検討とし、1月以降は、行政の章に加えて、積み残しの議会の章及び前文・総則についてご検討いただき、最終的に答申案をまとめていただくというスケジュール案を作成した。

- 委員各位におかれては、ご多忙のところ誠に恐縮だが、スムーズな協議会運営に、ご理解とご協力をお願いしたい。
- これに関連して、委員各位に「意見等記入用紙」をあらかじめお送りした。協議会で発言を予定する内容について、あらかじめご記入の上、ご持参いただくと、協議会運営がスムーズになるのではないかという考えの下、試験的に作成したものである。当日の自由な発言や議論を妨げるものではないが、あらかじめ考えをまとめておいていただくと、議事の進行がスムーズになると思うので、ご協力をお願いしたい。
- 次に、中間報告について。前回の協議会において、A3 判両面印刷の中間報告案をお示しした。当日は議論の時間がなかったため、持ち帰ってご覧いただいたが、1月の第1木曜日に自治会を通じて回覧するとともに、公共施設等に設置して配布したいと考えている。ご意見があれば、本日いただきたい。
- 次に、論点整理について。前回の協議会の論点について、関谷会長と相談の上、事務局において資料を作成した。
- 第18条の「協働」については、前回の会議で、第2項の「協働のための制度の整備を行う」という条文の主語について、市だけでなく議会もというご意見があったため、それを踏まえて修正した。
- 第25条の「市長の役割と責務」については、市長は「市の執行機関の代表者」なのか、それとも「市民の代表」なのかという議論があった。これに関連して、資料の4ページに、執行機関の概念図をお示しした。これは、10月10日の第10回協議会においてお示しした資料を、一部修正加筆したものである。
- 現在、定義の議論は保留になっているが、提言書では住民に加えて在勤・在学者、事業者や団体など、広い範囲を指して「市民」としている。直接市長と議員を選挙で選ぶのは、「市民」ではなく「住民」ではないかというご意見があった。
- 一方、執行機関の部分に着目すると、地方自治法第147条には、「長は当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する」とあり、また、第138条の3第2項には「執行機関は、長の所轄の下、執行機関相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮する」という条文もあるので、この観点から見ると、「市の代表者」であると言える。
- 選挙を通じてという「市民の代表者」なのか、それとも執行機関を統括する存在としての「市の代表者」なのか、どちらの視点に立つかによって、表現が変わってくるので、さらなるご議論をいただければと思う。
- 第26条の「執行機関の役割と責務」について、前回の議論の中で、「総合的な行政サービス」という要素が抜け落ちているというご指摘があり、修正を加えた。また、第28条の「職員の役割と責務」に位置付けられていた「職員の資質の向上」、「研修の機会と育成」については、任

命権者である執行機関の役割であるということで、こちらに移動させた。

- また、「市民本位」という要素が抜け落ちているというご意見もあったが、それを入れると、その都度入れなくてはならなくなるのではないかというご意見もあった。この件については、第 26 条、ひいては行政の章だけの問題ではなく、条例全体を通して「市民本位」ということが必要であろうというご意見もあるので、例えば、前文・総則の部分にこのようなことをうたうなど、全体を通した中で、もう一度ご検討いただく必要があると思う。
- もう一度、資料の 4 ページの概念図をご覧いただきたいが、前回、三浦委員から、第 26 条第 2 項の「前項の規定を準用する」という表現は不要ではないかという意見があった。第 26 条第 1 項の主語は「市」になっており、現在のところ定義については保留中であるが、これは、「市長及びその他の執行機関」を指すものとされている。
- 一方、第 26 条第 2 項の主語は「市長以外の執行機関」となっており、提言書の定義を額面通り受け取ると、第 1 項は「市長」と「市長以外の執行機関」を含めた全ての執行機関を一般的に規定するもの、第 2 項は、市長以外の執行機関を、いわゆる「特出し」で規定するものであり、このため、「準用」という表現が不要ではないかという意見が出たものと思う。
- 前回の議論では、第 1 項は主に市長部局を想定し、第 2 項は市長以外の執行機関を規定しているものというご意見が多かったようにも思うので、その場合には、主語を「市」ではなく、表現を多少工夫する必要があると思う。
- 最後に、第 28 条の「職員の役割と責務」について。先ほどご説明したように、職員の育成については第 26 条に移し、第 28 条については、「職員は」という主語に限定した方が、合理的な棲み分けであるというご意見があったため、そのようにしている。
- 最初に、今後の日程について。お手元の資料のとおり、日程を追加させていただいた。当初の予定よりもだいぶずれ込んでいるが、毎回活発なご議論をいただいている。ただ、終わりをある程度定めないと、そのままずるずると行ってしまうこともあるので、今年度中に一定の目途を付けるということ想定し、日程を追加した。
- 皆さんもお忙しいとは思いますが、このような日程で進めてまいりたい。
- また、先ほど事務局からも説明があったように、あらかじめ意見等を出していただくと、議事を合理的に進めることができると思うので、意見等記入用紙も活用しながら、今後進めてまいりたい。
- 次に、前回、事務局から示された中間報告の案について。この協議会である程度議論したことについて、骨子をコンパクトにまとめてある。こ

関谷会長

れを、自治会を通じて回覧し、住民の皆さんにご覧いただくということである。これについて、追加や補足、修正等があればご意見をいただきたい。

(異議なし)

委員一同
関谷会長

- まずは中間報告として状況をお知らせし、場合によっては、追って情報を提供するようにしたい。

白土委員

- 条文が変更になっている場所があると思うが、そのまま中間報告として出すのか。

関谷会長

- 「今後の検討状況により変更になる場合がある」という注意書きも加えてあるので、今回は暫定的に提示するものとしたい。変更した場所については、追って報告しなくてはならないと思う。まずは、現段階での報告ということで、いいのではないか。
- もしもお気づきの点があれば、本日の会議の最後で、改めてご意見をいただければと思う。
- 続いて、論点整理の資料をお手元にご用意願いたい。前回、確認の部分でかなりご議論をいただいたが、改めて第 18 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条について、資料をまとめた。これらについて、ご発言をお願いしたい。

森川委員

- 第 26 条第 1 項について、今までの流れと比べると、細かく規定し過ぎなのではないかと感じる。私の提案としては、「市は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため、組織を整備し、総合的な行政サービスを行うため、職員の能力、資質の向上と育成に努めるものとする」とすれば、他の文章とのバランスを考えると、良いのではないかと思う。

関谷会長

- 第 26 条第 1 項の情報量が多いというのは、確かにご指摘のとおりだと思う。今ご提案いただいたように、少し削った方がいいのか、それとも条文として分けた方がいいのか、ご意見をいただければと思う。
- 前回、少し議論したところであるが、「総合的な行政サービスを行う」というところは、非常に大事なキーワードである。従来縦割りの構造が、すぐ変わるものではないが、今後財政が厳しくなり、人員も減っていくという中で、茂原市なりの政策をどんどん積極的につくっていくためには、縦割りでなく、いろいろなことを相互に結びつけ、政策を練って実現させていくということが問われてくる。そのあたりを明確にしておいた方がいいと思う。
- それらを踏まえた上で、今（森川委員から）ご指摘いただいた点について、ご意見をいただきたい。

犬飼委員

- 「または～」以降を、第 2 項として分けた方がいいと思う。
- 前回の議論を踏まえて、「総合的な行政サービスを行うため」の後ろに続いていた「横断的な連携を図る」という文言は、削除しないでほしい。

「総合的な行政サービスを行うため、組織を整備して、効率的な行政運営を行うよう努めるものとする」とし、その後は、第2項として、現在の第2項を第3項としてはどうか。

- 国においても、市町村行政の独自性がますます求められている。総合計画にも、「自立拠点都市もばら」が掲げられている。これを目指すのであれば、自治体の組織と人事に、目を向けて行かざるを得ないのではないかと思う。
- 前回の議論の中で、「総合的な行政サービス」の中に、横断的連携の意味も含意されるということがあったが、これだけでは分かり得ないのではないか。敢えて、「横断的な連携」ということを強調するために、この部分があったほうがいいのではないかと思う。
- 市でも、その必要性を感じているからだと思うが、プロジェクトチームなどの連携が行われている。組織の改革は、大変な労力を伴い、簡単にできるものではないが、その方向に向けての努力が、これから重要なポイントになると思う。
- 前回の協議会では、「横断的な連携を図る」という文言は不要という意見もあったし、行政経験者の方からは、国・県・市町村と下ろされてくるものに対して、縦割りをなくすのは難しいのではないかという意見もあった。しかしながら、ここは改革していかなくてはならないと思う。一般市民、利用者の立場からは、ワンストップということが望まれている。連携することにより、経費の節減も図れるのではないかという意見もある。
- 今年の4月に、監査委員告示第1号がホームページに掲載された。これは、2月に住民監査請求が出され、それに基づく調査と監査の報告であったが、理路整然と報告されていて、素人にもよく分かる内容だった。その最後に、市長への意見が述べられていた。その中に、「関連部署が連携した組織で交渉・解決を図る体制づくりが必要である」ということが述べられている。市が速やかに効率的な行政を行っていく上で、各部署が連携して当たるということが、このような点からも求められている。
- 「総合的な行政サービス」という中に、連携ということが含意されているということではあるが、「横断的な連携を図る」という文言を入れたほうが、より具体的で分かりやすいし、一つの重要ポイントとして目指してほしい。
- 今の（犬飼委員の）お話は、条例の中にわざわざ入れなくても、逐条解説に分かりやすく落とし込めばいいのではないか。
- （犬飼委員の）「横断的な組織」というお話は、聞いていると、それを条文に入れることが目的になってしまうような気がする。あくまでも、総合的な行政サービスを効率よく実施するために、必要な場合にそのよ

森川委員

永長委員

うなことをやっているが、横断的な組織をつくるのが目的になってしまわないか。必要であれば、逐条解説の部分に、実際の横断的な事例を入れても良い。

- ちなみに、住民監査請求のあった件については、福祉をはじめ、さまざまな部署が関わっていたので、私（副市長）が各部をまとめて、交渉に当たったという経緯がある。各部で完結しないものは、副市長が横断的に対応している。条例の条文に、「横断的」と表記するのはどうかと思う。
- この条例はルールづくりだと考えており、あまり事細かに皆さんの想いを条文に入れてしまうと、話がおかしくなってしまう。この協議会に参加している皆さんだけでなく、多くの市民の皆さんとまちづくりをやっていくためのルールづくりをしていると認識している。皆さんの想いは分かるが、ここは逐条解説でとどめていただければと思う。
- 今ご指摘いただいたように、条例には、あまり価値観を入れ過ぎるのは良くない。そうかと言って、非常に抽象度が高かったり、簡素化し過ぎたりしても、今度は実効性の担保がなくなり、単なる理念条例で終わってしまう。どうバランスを取りながら、条文に落とし込むのかが問われるところである。後は、条例を解釈運用していくのが最も重要な部分であるから、その解釈運用に耐えられるだけの条文を用意するのが大事である。
- それらを踏まえて、この第 26 条をどうするのかであるが、文章として議論すると難しいので、要素として、どの部分を入れるかを整理したい。
- まずは、「社会情勢等の変化に迅速かつ的確に対応するために、総合的な行政サービスを行う」、「その組織を整備し、効率的な行政運営を行う」という部分が、一つ目の要素。
- 次に、それを踏まえた上で、「適切な定員管理と能力に応じた採用・登用・配置に努める」というのが、2つ目の要素。
- 3つ目として、「研修等の機会を設け、育成に努める」ということ。
- 「総合的な行政サービス」ということの中に、分野や領域を横断するという、さらに踏み込んだ文章を入れるかどうか。前回も少しご議論いただいたが、そのあたりがポイントになってくると思う。
- 今申し上げた 3 点を全て入れるのであれば、それらを(1)(2)(3)という形で描くことについては、条文の形式上、何ら問題はない。もう少し簡素化した方がいいということであれば、それも有り得る。3つの要素があるということ踏まえた上で、もう少しご議論をいただきたい。
- 前回議論した結果、第 26 条は今回まとめられたような文章になり、重要な部分には太線で強調されているので、これでいいと思う。
- 第 26 条第 2 項は、第 28 条でも同じようなことがうたわれているので、削除してもいいのではないか。

関谷会長

高信委員

関谷会長

- 前回の議論を踏まえた上で、今回の資料を作成しているが、第 26 条第 1 項の部分が、文章として長すぎるということもあり、もう少し分けて描くようにすれば、すっきりすると思う。
- 第 26 条は、執行機関に関する部分であり、執行機関としての定員管理から職員の採用、配置までの文言を、ここに集約させている。後ほど出てくる第 28 条は、あくまでも職員自身の問題として描いている。そのように棲み分けるということで、前回整理したものである。
- 第 26 条の 3 つの要素を一つにまとめるのは、確かにもたつくところがあるので、森川委員がおっしゃるように、ある程度要素を分けて、すっきりさせてはどうか。また、先ほどからご意見が出ている中で、「総合的な行政サービス」という点については、私もぜひ入れるべきだと思うが、その上で、さらに分野・領域を超えた連携ということまで入れた方がいいかどうか。これについて、もう少しご意見をいただきたい。

中山委員

- 第 26 条は、確かに、読むと長い。関谷会長から話があったように、総合的な行政サービス、職員の関係、研修の関係の 3 つに分けた方がいいと思う。
- もう一つの「横断的な」という点については、前回も申し上げたが、機構改革等の問題もあるが、それ以前に、行政の意思決定を行う「庁議」というものがある。総合計画や重要な条例など、いろいろな難しい点については、市長、副市長、教育長、各部長が出席する「庁議」において、議論し、決定する。
- その他にも、「部長会」を開催しており、重要な問題があった場合には、各部長が横断的・全庁的に解決を図るべき問題などを提起している。組織だけをとらえて、横断的という話をしてしまうと、今の組織ではそれが難しいというように受け取られてしまうが、横の連携について、市の中でもやっているということを皆さんにも理解していただいた上で、この条文を整理していくのが望ましいのではないかと。
- 個々の文言を入れれば入れるほど、分かりやすくなるのかもしれないが、「横断」ということがどうしても必要なのであれば、それは解説に入れればいいのではないかと。

関谷会長

- 少し補足させていただくと、この「横断」という言葉を入れる傾向は、確かに出てきている。この場合の「連携」ということを、どうとらえるのが大事である。
- 中山委員にご指摘いただいたように、市の組織の中では、いろいろな部門の幹部の方々が集まり、相互の調整、連携が行われている。近年、組織の運営方法としては、そのあたりがますます必要になってきている。
- 「連携」が、どの部分を指すのかが重要である。課レベルでの横断性、中堅若手レベルでの横断性、市民と行政がいろいろな形に沿って連携するとうたっているが、その「連携」の部分での横断なのか。どの次元で

の連携なのかをとらえることが、非常に重要である。

- 他の自治体の組織運営を見てみると、幹部レベルでは連携が行われているが、例えば、子育てや高齢者支援を融合させるなど、いろいろな取り組みが下から出てきて、上にそのまま上げていくことができればよいが、下から上がってくるものが上に届かない、あるいは、上からそのようなことはしてはいけないと言われると、協働の部分での分野横断的な取り組みがかき消されてしまう。
 - そういう部分での分野横断や連携を、どう考えていくのか。「総合的な行政サービス」という中に読み込んで、解釈運用していくというのが、一つの方法としてはあり得る。だが、下手な解釈運用になってしまうと、下から出てきた自由な発想が、なかなか組織内部で認められず、連携の動きがかき消されてしまうという可能性もある。そのあたりを念頭に置いたときに、どこまでを盛り込んでおいた方がいいのかを、ご議論いただきたい。
 - 組織の部分については、ご指摘のとおり、すでに行われていることだと思うので、その通りで良いと思う。そうではない部分について、それを念頭に置いたときに、この文言のままでもいいのか、もう少し工夫が必要なのかである。
 - 「総合的な行政サービス」が1つ目。そのための「適切な定員管理、職員の登用」が2つ目。それをしっかりやるための「研修制度」が3つ目だと思うが、資料では、最初の2つが一緒になった文章になっている。
 - 関谷会長がおっしゃるように、「総合的な行政サービス」というのが重要なキーワードであるのならば、それを大目標として、そのために定員管理、研修があるという位置づけである。今の文章は、順番が混同しているのではないかと思う。
 - 私も、ここは第1号～第3号というように整理した方がいいと考えている。
 - 総合的な行政サービスの表現を、どこまで踏み込むべきかについては、ご意見を頂戴したい。
 - 第26条第1項は、(1)として、「社会経済情勢及び市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため、総合的な行政サービスを行うための組織を整備し、効率的な行政運営を行う」ということ。(2)として、「適切な定員管理と能力及び適性に応じた職員の採用、登用及び配置に努める」という要素を入れる。(3)として、「研修等の機会」を入れる。この構成にするということではどうか。
- (異議なし)
- では、それを踏まえた上で、「総合的な行政サービス」という部分で、いろいろな次元での連携の必要性が問われている中で、それをどのように表現するかどうか、ご意見を伺いたい。

鈴木(弘)委員

関谷会長

委員一同
関谷会長

- 鈴木(弘)委員
- 「組織を整備し、行うものとする」と言い切ってしまうと、やらなくてはならないとなってしまうのではないか。
 - 「～ねばならない」という表現と、努力目標は違う。「行う」と言ってしまうと、必ず整備するということになってしまう。それは当たり前ではないかという考え方もあるが、行政の中では、内部の調整等があると思う。条例の基本原則として、このように言い切ってしまうていいか。
- 永長委員
- 行政組織は、常に効率的で、市民ニーズに答えられるよう、毎年見直しを行っている。現在もそうであるし、新しいニーズがあれば見直しを行うので、言い切ってしまうてもかまわないと思う。
- 河野委員
- 「総合的な行政サービス」というのは、とても良い言葉であるが、市民が見たときに、前回、「市民の立場に立った組織の整備」という議論があったと思う。ワンストップ型にせよ、プロジェクトチームを組むにせよ、市民の目線で組織運営をするとなった場合に、「総合的な行政サービス」というのが、良く分からないのではないかと思う。
 - 場合によっては、「総合窓口」などという言葉で置き換えられてしまうかもしれない。「市民の立場に立った組織整備」という方が、分かりやすいような気がする。逆に、「市民の立場」と限定してしまうことが、良くない場合もあるかもしれないが、「総合的な行政サービス」という言葉が、市民にはわかりにくいのではないかと思う。
- 高信委員
- 第26条は、「執行機関の役割と責務」となっている。鈴木(弘)委員もおっしゃったように、「社会経済情勢及び市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため」と書いてあるので、このままでいいと思う。
 - 「総合的な行政サービス」や「職員の政策形成能力」という文言だけを抜粋せず、最初から読んでいけば、とてもよくわかる。
- 関谷会長
- イメージとして、他の自治体で組織の連携等が議論されるときに、縦割りの克服ということもあるが、今後、執行機関が行政運営をしていくときに、人・金・モノ・情報を含めた「資源」を、もっと豊かに作り出していく、行政運営に活かしていくということが必要である。それが、「独自の政策づくり」ということである。
 - この部分を、どんどん豊かにしていくということを念頭に置いたときに、どのような組織運営が必要になるのかが大事である。
 - これをやらないということであれば、それは従来通りのやり方になる。従来通りであれば、人口も減り、税収も減っていく。低成長時代など、いろいろな声がある中で、従来通りの行政のリソース(資源)が減少の一途をたどっている。市民生活にも、いろいろな意味で支障が出ている。そうならないために、行政だけでなく、地域におけるいろいろな資源を膨らませていく、それを活用していくということをしていくのが、大きく言えば「総合的な行政サービスの運営」ということになる。
 - 先ほど、いろいろなレベルでの連携のあり方があり得ると申し上げた

が、そのように考えると、例えば、民間企業から、地域のためにいろいろな取り組みをしていくという提案が出てきたときに、それを市でしっかり受け止め、そこに一つの政策を作っていくことができるかどうか。あるいは、中堅若手の職員が、地域の人たちと話し合いを重ね、例えば、子育て支援として行っている事業を、もっと異世代間交流を狙って、高齢者支援の取り組みと連動させていき、それぞれ相乗効果が出てくるといったようなことが、話し合いの中から出てくれば、それを組織としてしっかり受け止め、場合によっては事業として生かしたり、事業の見直しにつなげたりしていくという動きが、活発になればなるほど、先ほど申し上げたいろいろな「資源」が生かせるということになる。その裾野を開けるかどうかである。

- 地域の資源を生かして膨らませていくということが、従来の組織ではどうしても足りない、下からいろいろな事業が提案されても、すでにいろいろな事業を行っているから無理ということになれば、その動きが止まってしまう。従来のものだけをやっているのであれば、それでもいいが、新しい動きを取り込んでいくことが必要になってくるので、それを念頭に置いたときに、どのように表現するのかである。

森川委員

- そのあたりを念頭において、付け足しをしてはどうかと思うが、「総合的な行政サービスを行うために、従来の組織形態にとらわれず、組織を整備し〜」としてはどうか。そうすれば、今までの縦割りではなく、いろいろな形が考えられるということが、読んで分かると思う。

永長委員

- 皆さんがそのようなご意見であれば、時間もあまりないので、それでかまわない。
- 関谷会長がおっしゃった話の中で、国も地方創生ということで、いろいろなメニューをそろえているが、それぞれの省庁が出し合ったものを、結局は内閣府が中心となってまとめている。国の場合は、基本的な組織は変わっていない。関谷会長がおっしゃった、トップレベルの協働、中間レベルの協働は、組織がないと消えてしまうというように受け止めたが、それは職員の意識の問題であり、目標が児童福祉と高齢者福祉を行うということになれば、組織が違っていても、横断的になる。
- 組織にこだわってしまうと、それが目的になってしまう。組織を変えることだけを条文に入れることは、私は疑問に思う。総合的に、住民のためということであれば、自然と横断的になる。それは、意識の問題である。

高信委員

- 今回の資料は、文章としてよくまとめられている。茂原市だけでなく、国も一生懸命考えている。
- 昨日のテレビでは、地方再生など、政治家がいろいろ取り組んでいる中で、子どもの保育が問題になっており、保育所が足りないという話があった。今までは、保育士資格がないと、子どもを保育することはできな

かったが、子育てした経験を持つ人であれば、短期間の研修等で、保育士に準じた資格を得ることができる制度が、近々始まるとのことだった。保育士不足が問題であり、そのために、国も保育の要件を緩和し、裾野を広げようとしている。子育て一つをとっても、国がいろいろなことを考えているので、「社会経済情勢及び市民ニーズに迅速かつ的確に対応する」とは、そのようなことを指すのではないか。この文章で良いのではないか。

関谷会長
白土委員

- その部分は、基本的にそれでいいと思う。
- 第 26 条第 1 項を 3 つに分けるということには、賛成である。
- 「総合的な行政サービス」という点について、やはり、縦割りだけでなく、横の連携が必要ということ、逐条解説の中でも構わないので、どこかでうたってほしい。
- (行政側は)「連携をしている」と言うが、伝わってこない部分がある。条文の中にあまりいろいろと入れてしまうのは賛成できないので、解説の中で、もう少しすっきりと、分かりやすく入れていただければと思う。

齊田委員

- 私も、3 つに分けることには賛成である。
- 「連携」という言葉が、条文の中に入った方がいいのではないかと思う。その場合、「総合的な行政サービスを行うための組織を整備し、お互いに連携を図りながら、効率的な行政運営を行う」というような形にしてはどうか。

千葉委員

- 「総合的な行政サービス」の中に、「連携」ということを強調し過ぎると、永長委員が心配しているように、新たな組織をつくるのが目的となってしまうのではないか。
- 総合計画のように大きな問題に「連携」が必要なのはもちろんのこと、小さな問題にも、それぞれの担当課がお互いに連携していくものだと思う。それをここで細かく載せるのは難しいので、別の項目でも良いし、逐条解説でも良いが、載せた方がいいと思う。
- 私自身も、何か問題が起これば、担当課が処理できない場合は、各課に聞いて対処するという経験をしてきた。一つの例を挙げれば、産業廃棄物の処理場の問題があり、当時私は学校教育課にあり、処理場ができた場合の問題点について、意見書が回覧され、なんとかその建設を阻止することができた。
- そのような問題は、各部署に関わることであり、現在でも連携してやっている。そのようなときに「連携」は必要だが、常日頃から「連携」と言われると、条文としてなじまないのではないかと思う。

関谷会長

- この問題だけで議論を続けてしまっても、時間の制約もあるので、もう一度整理をすると、第 26 条第 1 項を 3 本立てにするということについては、皆さん賛成ということで、問題は、「総合的な行政サービスを行う」という部分を、このままでいいのか、「連携」や「従来のものにと

らわれない」ということを入れた方がいいのかである。

- 「従来のあり方にとらわれない」としてしまうと、「従来」とはいつの時点なのかということにもなりかねない。「連携」という言葉をそのまま入れるということも、それ自体はあり得るが、永長委員がおっしゃるように、常に連携しなければならないのかとなると、それは逆に足かせになってしまうところもある。そのまま入れるのは、なかなか難しい。
 - 案としては、「総合的な行政サービスを行うための組織を整備し、運営を行っていく」という形だけにするか、もし入れるとするならば、「必要に応じて連携を図る」とすべきか。「総合的な行政サービスを行う」という文言が入るだけでも、かなり大きな意義があると思う。
 - 「総合的な行政サービス」という中には、かなり多種多様な在り方を込めることができるので、逐条解説に落とし込んでいけば、これを適切な形で解釈運用していくことが可能になると思うので、そのような形でいかがか。
 - 概ねの意向としては、このままということになると思う。時間の制約もあるので、逐条解説にぜひ入れていただくということで、収めたいと思う。
 - 「庁議」は、以前から行われており、「市も連携を考えている」というご意見もあったが、もっと積極的に組織改革に取り組んでいる事例は、全国を探せば、たくさんある。例えば医療や福祉、保健など、バラバラだった組織を一つにまとめて連携して改革する事例もあり、横須賀市では10年以上も前に、組織のフラット化を行っている。そのような前例をよく研究していただき、「効率的な行政運営」をぜひ守っていただきたい。
- 犬飼委員
- 犬飼委員のおっしゃることは、よく分かる。私も、県でずっと人事や組織を担当してきたので、十分承知しているつもりである。
 - 組織をフラット化して、失敗した事例もあるので、組織をつくるのが目的ではなく、あくまでも総合的な行政サービスを提供するために、必要に応じて行うものであると思う。
- 永長委員
- 関谷会長
- どのような形で解釈運用していくのか、逐条解説を設けるとするのは、実は大事なことである。条文だけの自治体も多いが、それだけでは、どうにでも解釈できてしまう。それは望ましいことではないので、本日皆さんにご確認いただいたような趣旨で、総合的な行政サービスを行っていくことを明記し、解釈運用していくということを逐条解説に加えるということで、よろしいかと思う。
 - 第28条については、職員の役割と責務ということで、このようにまとめている。先ほど、鈴木（弘）委員から、「努める」という表現で良いのかというご発言があったが、これも最後にもう一度、全体を確認して整理する必要があるので、追って調整させていただきたい。

- 前回ご確認いただいたことを、本日改めてご承認いただいたということにさせていただき、今日は残りの部分を続けて議論してまいりたい。
- 第 27 条の「災害対策」と第 29 条の「市政の自浄」については、後回しにするということでご了解いただいている。その次の第 30 条も、第 26 条に統合するというこゝでよろしいかと思うので、その後の第 31 条から議論に入ってまいりたい。
- 第 31 条は「総合計画」、次は「財政運営」であり、「監査」、「行政評価」、「政策法務」、「行政手続」という順番になっているが、順序は入れ替えた方がいいと思う。
- 体系上の問題として、これまでは組織の問題をある程度確認してきたので、第 31 条以降は、行政運営の中身に入って行く。その大枠として、「総合計画」が初めに来て、続いて「財政運営」となっているが、第 35 条の「政策法務」は、これと並列になる。学術用語で言うと、「政策財務」と「政策法務」であり、この 2 つが柱になる。ここは並置した方が、体系的には収まりがよい。これらが、行政の活動の根幹となる。
- それを踏まえた上で、「行政評価」「監査」「行政手続」という項目が続いて行く。そのような形にした方が、座りが良いと思う。
- この後は、「財政運営」及び「政策法務」を続けて議論し、その後に残りの部分を続けて議論するという順序で、進めさせていただきたい。
- まずは、「総合計画」であるが、これについての趣旨説明を、市民の会の皆さんからお願いしたい。
- 前回の会議で、事務局から総合計画についての説明があった。地方自治法の改正により、基本構想に係る議会の議決という条文が削除されたが、市を運営していく上で、どのような市にしていくのか、理念があっても、それを具体的に表わす計画がどうしても必要であり、全体をバランス良くやっていくためには、総合的な計画を策定し、目標を設定する必要があるのではないかと考え、「総合計画」という項目を置いた。
- 今までの計画とそれほど大きな違いは出てこないと思うが、法的な位置づけがなくなった関係もあり、総合計画を策定する必要があるという位置づけを、このまちづくり条例の中に設けたものである。
- 行政側の検討結果をお伝えしたいが、第 31 条第 1 項の「その策定及び実施にあたっては、中長期的な視野に立ち」という部分については削除し、「市は、まちづくりを行うため、基本構想・基本計画・実施計画から成る総合計画を策定し、その実現を図る」というシンプルな形にしてはどうか。
- 第 1 項後段の「基本構想は、議会の議決を経る」という文章は、新たな第 2 項として独立させるべき。
- 元の第 2 項については、「他の重要な計画の策定にあたって」とあるが、基本的には、全ての計画が総合計画との整合を図るものであるため、「重

北田委員

永長委員

要な」を削除すべき。

- 元の第3項は、計画策定に市民参加を促す趣旨であると思うが、市民参加については、これまでに検討してきた第7条や第10条ですでに述べているので、敢えてもう一度掲げなくてもいいのではないかな。
- 元の第4項の「市の政策は、総合計画に根拠を有するものでなければならぬ」という点についても、他の計画も総合計画に根拠を有しているため、削除でよいのではないかな。その場合、元の第5項は、繰り上げて第4項とする。

鈴木(弘)委員

- 事務局で、他の事例を知り得ていれば教えていただきたい。「総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画」から成るとあるが、どれくらいの時間軸を持つか、総合計画を策定する時間と実現する時間によって変わってくる。実施計画は、かなり細かな、具体的なものをつくるというイメージがあるが、基本構想でどこまで定め、基本計画は何を決め、実施計画は何を決めるのか、大枠のものがないと、「総合計画をつくる」と掲げるのは良いが、いつできるのかということになりかねないのではないかなと思う。

事務局(企画政策課主査)

- 総合計画については、以前資料でご説明させていただいたが、現在の基本構想は20年、基本計画は前半と後半でそれぞれ10年ずつ、実施計画はそれをさらに細かくしたもので、3か年の実施計画となっている。
- 基本構想で、茂原市の施策の大綱として、6本の柱を立て、その柱に沿って、基本計画・実施計画が、それぞれ施策を体系的に組み上げている。
- 基本構想については、将来都市像や基本理念など、大きな目標を立てており、それに基づくものとして、基本計画を前期10年・後期10年で位置付けている。
- 実施計画は、3年の期間で、どういうところにどのくらいの予算を投じて、どんなまちにしていくのかという計画であり、実施計画を着実に進めていくことによって、基本計画・基本構想の実現、ひいては将来都市像の実現につなげていくという取り組みをしているところである。
- 次の総合計画の策定のタイミングは、(現行計画の満了である)2020年の数年前にやってくる。そのときに、このまちづくり条例が策定されていれば、この条例に沿った形で、総合計画を策定することになる。

鈴木(弘)委員

- 今おっしゃった総合計画と、これからつくろうとする総合計画は、同じものか。

事務局(企画政策課主査)

- 地方自治法が改正になった時点で、総合計画を作るか作らないか、それぞれの自治体に裁量が委ねられた。議会の一般質問でも答弁したが、茂原市としては、今後も総合計画は必要であると考えており、策定していくということで、行政内部でも意思統一が図られている。
- 次の基本構想の計画期間については、これだけ社会情勢の変化のスピードが速い中で、果たして現行計画と同じ20年という長さが妥当なのか

関谷会長

という点も含めて、市民参加で計画をつくっていくことになると思うので、市民の皆さんのご意見を踏まえながら、次の総合計画を策定していくことになると思う。

- 総合計画については、なかなかイメージしづらいところでもあるが、条例に盛り込む基本的なポイントの一つは、「まちの将来像を描く」ということである。これは、基本構想に描かれることが多い、どちらかというところと抽象度が高いものである。
- もう一つは、さまざまな資源を有効に活用していくということ。それにより、総合的な行政運営を行っていくというのが一般的である。
- 総合計画の条文がどのような形になるのかというと、第1項で盛り込まれるのが、今申し上げたようなまちの将来像や、さまざまな資源を有効活用して総合的かつ計画的な行政運営を行うということである。
- 第2項以降に、総合計画を作るにあたって、しっかりクリアすべき条件を掲げるのが、一般的なポイントである。そのような観点から、市民の会からの提言書を見ると、「中長期的な視野」や「財政の見通し」などの条件が第1項に含まれている。また、第3項に「市民参加で計画を策定する」とあるが、これも近年の趨勢である。他にも、社会情勢の変化を考えて、基本構想は20年、基本計画は前期5年・後期5年の10年、実施計画は3年や4年など、計画的に行政運営を進めていくということも、その条件に含めることもあり得る。
- 直接条文に入れるかどうかは別として、市長の任期に対応させていくという配慮も、非常に大事である。今後の総合計画のあり方の中には、市長のリーダーシップ、公約をどう反映させていくのかということが含まれる。これまでもある程度あったにせよ、これからますます地方分権化が進む中で、市長の意向がどう計画に反映されていくのかが問われると思う。
- 4年という市長の任期のサイクルに合わせて、基本計画ないし実施計画を回していけるような循環の中で、計画を管理していくととらえているところもある。そのあたりも含めて、総合計画を策定して運用していくにあたり、最低限満たさなくてはならない条件を、条文の中にどのように織り込むかをイメージしていただいた上で、(市民の会から)ご提案いただいている内容で、不要なものや付け加えるべきものなどのご意見をいただきたい。

中山委員

- (関谷会長から)総合計画の話があったが、私が知っている範囲では、基本構想は3つの大きな要素からできている。それは、将来都市像、将来人口、将来の土地利用である。
- 計画期間が20年なのか10年なのかについては、自治体によって、そのときの状況によって決められる。関谷会長から話があったように、市長の任期に合わせるという考えも、当然あり得る。茂原市の場合、今まで

は10年や15年、20年という期間であった。現行の総合計画は20年間であり、前期基本計画が10年、後期基本計画が10年である。その10年の間に、将来都市像の実現に向けて、実施していく事業を具体的に入れている。その下位の実施計画は、今の状況では財政の将来を見通すのが非常に難しいが、税収など、概ね3年くらいは見通せるだろうという考えに基づき、さらなる具体的な事業を載せている。

- これらの基本構想、基本計画、実施計画を総称して、「総合計画」としている。現在のものは、平成32年までの計画であり、すでに議決を経て、そのまま実施することになっているので、平成32年までは今の基本構想、基本計画、3か年実施計画が生かされていく。3か年実施計画は、計画期間が終わるたびにつくられている。
- 先ほど永長委員から話があったように、提言書の第3項の市民参加については、今までまちづくり条例の中でもうたってきたし、総合計画を作る段階でも、総合計画審議会という附属機関に、市民の代表も含めた各界の代表に加わっていただいているので、それは今後もそのような形になると思う。(第3項は) 必要ないのではないか。
- 第4項についても、そのとおりだと思うので、敢えてここに条文として載せる必要はないと思う。
- 議論をしやすくするために、少し整理したい。
- 総合計画を策定するために、どの部分を満たさなくてはならないかと考えたときに、今ご指摘が出ているのは、市民参加の部分については、以前にもうたっているもので、ここでは不要ではないかというご意見である。
- 逆に、他の事例等を見ると、総合計画を策定するにあたり、市民参加だけでなく、職員参加や議員参加も行い、包括的に総合計画をつくっていくといううたい方をしているところもある。このあたりを、どうとらえるかである。
- 総合計画は、市民参加だけでなく、職員も議員も参加していくという形で、審議会に市民の代表や議員の代表も入れて検討するパターンや、市民だけでやるパターンなど、最近いろいろな形態が出てきている。そのあたりも踏まえた上で、(計画策定に) 誰が参加するのかということ盛り込むべきか、それとも他の項目でうたっているもので十分なのかということである。
- あとは、タイムスパン(時間の範囲)の問題である。それを、ある程度入れておく必要があると思う。市側の考えとしては、第1項の「策定及び実施にあたっては、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を図る」という部分は削除でもいいのではないかということだったが、そうすると、「まちづくりを行うため」というところしか残らず、タイムスパンの話が抜けてしまうことになる。それでいいのかど

関谷会長

- うかが、論点としてある。
- また、第4項の部分は、当たり前のことであり、敢えて盛り込まなくてもいいというご意見があった。
 - 総合計画は、条例で定めているものなのか、別のもので規定されているものなのか。「まちづくりのための総合計画」という理解でいいのか、それとも別のところに（根拠が）あるのか、確認したい。
 - 市民参加のことについては、「協働」や「市民参加」ということをこれまでの協議会で議論してきており、それらの原則が、この総合計画をつくる时候にも適用されるということであれば、（第31項には）不要だと思いが、適用されるということが読み切れないのであれば、やはり計画策定の段階から、まちづくり条例の基本原則である「参加」、「協働」ということを、もう一度しっかり入れておかななくてはならないのではないかと思う。
- 鈴木(弘)委員
- 総合計画の位置付けについては、条例上規定されているものではなく、これまでは地方自治法上に規定があった。今後も、それを踏襲していくということであるが、その根拠は、茂原市では今どのように整理されているのか。
- 関谷会長
- 現行の総合計画については、関谷会長がおっしゃったように、当時存在していた地方自治法上の規定に基づいて策定されているものであり、計画期間の途中で、地方自治法の改正があったという状況である。
 - 市としては、地方自治法の改正があったが、今後も総合計画を策定する必要があると考えている。
- 事務局(企画政策課主査)
- 条文は、まだ変更していないということか。条例の中に総合計画がうたわれているのではないか。
- 千葉委員
- そもそも、基本構想が議決されている。
- 事務局(企画政策課主査)
- 市の条例の中にあるのではないのか。
 - 地方自治法に根拠を置いているものであり、条例はない。
 - 市の独自条例として、総合計画の根拠規定があるというわけではないので、このまちづくり条例で明確に位置付けるということである。
- 千葉委員
- 中山委員
- 関谷会長
- 次の総合計画については、市としては策定する必要があると考えている。それは議決を経るつもりであり、議会の承認を得ないといけないと考えている。
- 永長委員
- まだ議会基本条例の話が出ておらず、大変恐縮だが、議会としては、地方自治法が改正になり、基本構想が自治体に委ねられた中で、茂原市の議会基本条例の素案の中では、議会の議決案件として、基本構想を入れることとしている。
 - 他にもいくつか位置づけようとしており、ここで議論する話ではないが、議会側としては、議会基本条例の中で位置付けたいと考えている。
- 中山委員

- 犬飼委員
- 第 3 項の市民参加について、市民参加の章にあるということだったが、永長委員は、何条を指してそうおっしゃっているのか。
- 永長委員
- いろいろあると思うが、説明責任は第 7 条にあり、参加の機会の保障は第 10 条にある。
 - これまでの議論は、かなり長引いており、重複しているものについては不要ではないかという市側の基本的な考えを申し上げているが、どうしても入れたほうがいいということであれば、こだわるものではない。条例の形態として、読み取れば良いのではないかと申し上げたが、どうしても入れたいということであれば、時間の制約もあるので、それでかまわない。
- 犬飼委員
- 第 10 条では、会議への参加とは特に言っていない。第 31 条第 3 項では、「総合計画及び他の重要な計画の策定」ということが入っている。ぜひ入れていただきたい。
- 永長委員
- 特に入れたいということであれば、市側の考えにこだわるものではない。
- 関谷会長
犬飼委員
- 暫定稿の第 10 条は、現在どうなっているか。
 - 「市及び議会は、市民の市政への参加を保障するため、市民が意見や提言を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供するものとします」となっている。ここには、「会議への参加」とはうたわれていない。
- 永長委員
- こだわらないとは申し上げたが、そのようにおっしゃられると、他の項目にも細かく載せなくてはならないのかということになってしまう。そのような意味では、私は第 10 条で読み取れると思う。重要だから敢えて入れたいということであれば、こだわらないが、今のように、抜けているから入れようということになってしまうと、非常に煩雑なものになってしまう。
- 中山委員
- 市民の会の皆さんは、行政不信から出発しているというように受け取れて仕方がないが、そうではなく、新しい時代が来るので、新しいまちづくりをするためのルールを新たに作ろうという中で、「まちづくり」は非常に大きな範囲であり、市民参加ができるようなことがうたわれている。
 - 今読んでいただいた暫定稿に、「会議に参加する」と書かれていなくても、「機会を設ける」と書いてある。先ほども申し上げたように、既に総合計画審議会が設置されている。これは条例で設置されているものであり、なくなることはない。条例の中にも、委員構成が規定されており、「市民の代表」ということがうたわれているので、十分担保はできていると思う。全体の中の部分も踏まえた中で、議論していただかないといけないのではないか。
- 関谷会長
- 第 10 条の部分で、総合計画の策定も含めて、市民参加ということが担保されていると理解できるか、そう理解できるように、第 10 条を修正

した方がいいかも含めて、後々振り返りたいと思うが、第 10 条の部分で考え方としては担保されているということになれば、第 31 条のところで、敢えて繰り返す必要はないのではないかというご意見が、比較的が多いように思う。

- 確かに、他の部分でも、市民参加とうたうべき必要があるところがそれぞれあり、どう盛り込むのかである。他市の市民参加に係る条例などを見ると、市民参加に係る独自の規定と、総合計画のところに入れるというのが、一般的な形である。
- そのあたりは、考え方として、全てにわたって市民参加の機会をしっかりと保障するという趣旨で、第 10 条のところを理解できるのであれば、それが全体に係っていくという理解が可能などころではある。
- その上で、さらに第 31 条に特出しで設ける必要があるということであれば、それも一つの考え方である。他の委員のお考えはいかがか。
- 第 31 条第 1 項で、「その策定及び実施にあたっては～」という一文が不要ではないかというご意見があったが、市民が見たときに、人口の推移などを知りたいということもあるのではないか。この一文は削除でもかまわないが、できれば逐条解説に落とし込んでいただきたい。
- 総合計画を策定するにあたっては、当然そのようにするものであり、そのご意見には賛同する。
- （総合計画の）市民参加の部分については、そのような落とし所でのよしいか。
- それ以外に、総合計画を策定・運営していくにあたっての、満たすべき条件はいかがか。タイムスパンについては、不要というご意見もあったが、そのあたりはどうか。
- 時間軸の問題であるが、特に基本構想を何年にするかは、社会情勢等の問題もあり、議論しても、なかなか決まらない。総合計画自体が必要だということについては、ある程度全員一致できるが、何年にするかは非常に難しい話である。
- 市民の会でも、今あるような基本構想・基本計画・実施計画というイメージを持ったが、先ほど（関谷会長から）お話があったように、市長の任期と整合性を図ってはどうかなど、いろいろな意見があり、決めることができなかったというのが実情である。
- これについては、ここで議論しても、おそらく決まらないのではないか。総合計画は今後もつくるということで、その根拠をこのまちづくり条例に置くということであり、その実施にあたっては、もう少し詰めた議論をし、そのときの社会情勢等を加味した年数を決定していく必要があると思う。
- 市民の会の委員さんからおっしゃっていただいたとおり、まちづくり条例策定協議会の場で、基本構想の年数を議論するのは、範疇を超えてい

河野委員

永長委員

関谷会長

北田委員

永長委員

- るものだと思う。逐条解説の中で、現状に触れるくらいにとどめていただきたい。
- 鈴木(弘)委員
- 今までの話を聞いていると、ここで描かれている総合計画は、現行の地方自治法では削除されたものであり、それを準用するというイメージか。
- 関谷会長
- 準用というより、このまちづくり条例や議会基本条例に、茂原市としての独自の根拠を作るということである。
- 鈴木(弘)委員
- 作ろうとしているものは、今まで作っていたようなものをイメージしているということか。
 - そうであれば、まちづくり条例に基づくまちづくりビジョンというものが、なくていいのか。市民の会の方にお聞きしたいが、従来の根拠がなくなったから、新たに根拠を作るということについては良い。まちづくりのビジョンが、同じものであれば良いが、違うものであれば、別にルールを作らなくてはいけないのではないか。
 - 市民協働や参加は、実現するための手法である。何のためなのか、目標が共有されていなければいけない。その目標が、従来つくられているものであり、それを目指していくということであればよいが。
- 北田委員
- 協議会での議論の順番が逆になっていることもあるが、そのために、条例をつくらなくてはならなくなった経緯や、条例を設置しようと考えたこと、どのようなまちを考えているのかということ、前文に載せている。それに基づいて、この条文が成り立っている。そこを議論していないので、今のようなご意見になるのではないかと思う。
 - まちづくり条例としての考え方は、ある程度前文に載っているが、それでは実際のまちづくりを動かしていくということにはならないし、ここであまり具体的なことを決めてしまうのも問題がある。まちづくりの目標や指標は、きちんとした議論を経て、もう一度構築していく必要があると思う。
 - 茂原市には、市の憲法というべき「茂原市市民憲章」がある。今は、それが公式である。まちづくり条例の前文の中でも、それを基本として、(市民憲章を)引用している。この(総合計画の)条文の中では、具体的にそこまでうたう必要はないのではないかと思う。
- 関谷会長
- これも、「まちづくり」という言葉の定義問題に関わる部分でもあるので、文言をこのまま使った方がいいかどうかについては、保留とさせていただきたい。
 - 「市民も含めてまちづくり」あるいは「市民主体のまちづくり」ということを念頭に置いた場合は、この総合計画の中に位置付けることが良いのかどうかということも、一方では出てくる。
 - 「市政運営」と「まちづくり」が同じなのかどうかという、言葉の問題も出てくるので、定義問題は保留としたい。

- 第31条第1項で、基本的なこととして盛り込んでおくべきなのは、「市の将来像をうたう」ということである。また、「中長期的な視野」ということを入れた方がいいかどうかは分からないが、「一定の見通しの下に、計画的に事業を進めていく」ということについては、基本的なこととして、入れた方がいいと思う。
- また、近年、総合計画づくりは、だいぶ変わってきている。総合計画をご覧になられた委員も多いと思うが、一定のビジョンがあり、施策大綱という大きな柱がある。その柱の下に、事業がぶら下がっているというイメージである。
- これまでの総合計画は、「行政がやる」ということを念頭に置いた計画であった。さまざまな取り組みをやっていく上で、行政が単独でやっていくということには、いろいろな意味で限界がある。ある施策の、その分野については、どの方面にどのような協力を求めていくのかを、計画の中に盛り込んでいかないと、「協働」という動きが進んでいかないのではないかと思う。
- 行政がやるべきことを盛り込む、従来型の「総合計画」なのか、それとも、具体的に相手方を書くことはもちろんできないが、「ある分野の人たちや市民活動、民間企業の力を最大限活用していく」ということを、計画の中に、積極的に盛り込んでいくということが、これからは相当問われてくる。それを、この条文にどう落とし込むのかといったときに、一般的によく使われるのは、「地域のさまざまな資源を有効に活用して、計画を具体的に進めていく」という形である。
- 提言書には、タイムスパンの話はあるが、資源の有効活用という要素が見当たらない。そのあたりを入れてはどうかというのが、私個人の考えである。それも含めて、他に削除すべき点や追加すべき点があったら、ご意見をいただきたい。
- まちづくりを進めていく上で、計画は重要ではないかと思う。その根拠となるのが総合計画であるとするれば、総合計画の作られ方は、極めて重要ではないか。そこに、ここまでの議論がどれだけ反映されているかが、むしろ真価が問われるところである。
- そのような意味では、これまでの総合計画づくりで、専門の委員が入った審議会が設置され、その中で多様な意見が反映されるというご意見があり、そのことも一つの方法であると思うが、政策決定の方法として、円卓会議のように、直接的にステークホルダー（利害関係者）が入り込むというやり方もある。従来の審議会方式は、もちろん一つの市民参加の方法であるが、違う方法もある。まちづくり条例は作ったが、本当に市民がまちづくりに参加しているのかと考えたときに、その経過のところから試金石が始まるのではないか。時間の制約もあり、そこをファジー（あいまい）にしておくというのも一つの方法であるが、精神的に

鈴木(弘)委員

関谷会長

は、もう一步踏み込んでも良いのではないかと思う。

- 今ご指摘いただいた部分は、「市民参加」といっても、円卓会議やワークショップなど、いろいろな手法を通じて総合計画をつくるというのが、もはや常識と化しており、多くの自治体で、そのような形で総合計画づくりをしているところが、かなり増えている。茂原市としても、一つの特徴として挙げるのであれば、市民参加の部分にそのようなことを加えるというのも、一案としてあり得る。
- 審議会とは別に、必要に応じて市民委員会のようなものを設け、いろいろな案を取り入れていくとうたっている自治体もある。審議会ベースでの参加もあれば、具体的なワークショップのような参加の仕方もある。かなり多様な手法で、総合計画はつくられている。
- 例えば、浦安市では、数百人もの市民の方に集まっていただき、ワークショップを積み重ねて、今の総合計画を作った。市民が計画づくりに関わっていくということは、ある意味ではまちづくりの熟度を示すようなところもある。それらを、表現として入れた方がいいのかどうかは、一つの論点である。
- 先ほど、私が「資源を活用して」と申し上げたのは、そのような「市民参加も含めて」という意味である。市民参加によって、いろいろな手法で市民の声が生かされ、アイデアが持ち寄られるということも、「資源を活用していく」ということである。それは、単に計画づくりで終わってしまうのではなく、計画を実行に移していく段階でも、いろいろな人たちとの連携に取り組んでいくということも意味合いに込めて、「さまざまな資源を活用していく」と申し上げた。

千葉委員

- 関谷会長のお話もよく分かるが、今までの計画は、「行政が何をやるか」という計画だけで、市民参加は、「市民が行政にこれをやってほしい」という意味での参加だけだった。この文面だと、そのようにしか読み取れない。具体的な表現は思い浮かばないが、「計画を立てて、市民が何をやるか」という表現を入れることが必要ではないかと思う。
- 「行政が何をやるか」という計画ではなく、「市民が何をやるか」というための計画を考えなくてはならない。

関谷会長

- 表現に気をつけなくてはならないが、ここで市民参加をうたうのは、「市民が行政に要望を出す」ということではない。市は、市としてやらなくてはならないことがあり、自分たちでどんどんやっていく、あるいは、連携にどのような形があるのかというのを模索している。今後の総合計画づくりは、そのようなことを確かめ合いながら、つくっていくということになると思う。
- ただ行政がやることをうたえばいいということではなく、市民も参加して、自分たちもやるということが、計画を立てるプロセス（過程）の中でどんどん出てくれば、それに応じて行政も市民に委ねる部分を考える

など、いろいろな判断が出てくる。そのような意味での「市民参加」や「資源の活用」ということは、個人的には入れては良いのではないかと思う。

鈴木(敏)委員

- 市民が市政に参加して、茂原市を良くしていくということについては、賛成である。
- ただ、そこには、「市民」の定義問題が出てくる。市民の定義をどうするかによって、茂原市に通勤したり通学したりしている人がいる中で、まったく関係ない人たちが、住民のためでなく、自分たちのために行動するということもあり得る。
- 「市民」の定義は、まだこれから議論するところであるが、あまりにも広げ過ぎてしまうと、他のところから来た方が、「この条例があるのだから、自分たちの意見を通せ」と言い出しかねない。それが足かせになってしまうと、困ってしまうのではないかという危惧がある。

関谷会長

- そのあたりの問題もあるので、この部分については、「さまざま資源を活用しながら」といううたい方にとどめておき、その中で、市民参加の部分も重視し、今ご指摘いただいたような問題も、ある程度抵触しない形で運用していくという、いろいろなものを含めて、「資源の活用」ということを理解していくという形でいかがかというのが、先ほど申し上げた趣旨である。
- 今ご指摘いただいたことも、おっしゃる通りだと思う。そのあたりを踏まえた上で、「市民」参加というと、定義問題にも繋がるので、「資源を活用しながら計画づくりと実施を図る」というまとめ方でいかがか。
- もしも、それで差し支えないのであれば、いくつかご指摘いただいたことや、削除すべきというご意見を踏まえて、次回に向けて、第31条のたたき台をつくりたいと思う。
- ここで休憩をはさみ、休憩後は財政と政策法務の2つを中心に、議論をお願いしたい。

(小休止)

関谷会長

- 休憩前に引き続き、議論を続けてまいりたい。
- 財政運営については、先ほども申し上げたように、「政策法務」とパラレル(並列)な関係にあるものであり、行政の根幹を占める部分である。
- 用語としては、「財政運営」でも良いが、今後、政策に対応する財政運営ということで、「政策財務」という言い方をし、「政策財務」と「政策法務」の2つを柱に考える場合もある。文言はともかくとして、この財政の部分について、議論を深めてまいりたい。
- 市民の会の委員から、説明をお願いしたい。

北田委員

- 第32条の財政運営については、皆さんもご存じかもしれないが、市町村の財政運営は、地方財政法など、いろいろな法律によって、かなり縛られている。その規定どおりであれば問題ないのかもしれないが、実際

は、その解釈運用が非常に重要である。解釈運用の結果として、いい方向に流れたり、逆に悪い方向に流れたりする。

- この条文を敢えてここに入れ込んだ最大の原因は、皆さんご存じのように、茂原市が数百億の負債を抱えて、「第二の夕張市」とまで言われるようになったことである。市民の会の委員には、そのことが大きく念頭に置かれており、そのようなことを二度と起こさないようにしたいという切なる願いがあり、この条文を置いた。解説にも、そのことを暗に書いてある。そのような意図があることにご理解をいただき、皆さんのご意見を伺いたい。

関谷会長

- 第 32 条について、提言書では、現在及び将来の市民の負担の上に立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるという「健全な財政運営」を、大きな柱としてまず置いている。
- もう一つは、社会情勢や市民ニーズに適切かつ迅速に対応するということである。
- 第 2 項では、財務関係の情報を分かりやすく提供していくということで、3 つのことが含まれている。
- これ以外にも、盛り込むことがあり得る項目は、いろいろある。後ほど申し上げたいと思う。

永長委員

- 市側としては、第 32 条について、言わんとしていることはこれでよいが、もう少しシンプルに、第 1 項を「市長は、最少の経費で最大の効果を上げるよう、財政運営を行うものとする」としてはどうかと考えている。
- 第 2 項についても、「市長は、適切な手法を用いて、市民に財政状況を公表するものとする」としてはどうか。
- 私どもの考えは、提言書の原文の趣旨とは同じであり、シンプルにしてはどうかというものである。
- 議論の時間の関係もあるので、市側の考えにこだわるものではないが、第 2 項の「インターネット等」という表現については、具体的過ぎる。「等」が付いてはいるものの、インターネット環境のない方もいるので、「適切な手法を用いて」くらいにとどめてはどうかと思う。

関谷会長

- 参考までに、他にどのような項目があるのかをご紹介しておきたい。
- 「最少の経費で最大の効果」「健全な財政運営」というのは、最も中核的な項目である。
- 「財政情報」にはどのようなものがあるのかを確認しておきたいが、一つには、市の全会計を通じた資産や負債、資金の移転等をしっかり把握する必要がある。それに必要なこととされるのは、一般会計、特別会計、企業会計、出資団体等との連結決算を行って、市の財政診断に必要な財務諸表を作成するということである。
- 「連結決算」が非常に大事なポイントになる。部分的なものしか出てこ

ないと、わがまちの財政は健全であると見えてしまうが、場合によっては、その負債が特別会計のほうに回っていることもある。全てが合わさった形で、このまちの財政状況がどうなっているのかが見えないと、本当の意味での「財政情報」が見えてこない。

- わがまちは健全だと思っていたら、途端に違う情報が出てきて、こんなに厳しい財政状況だったのかと後から判明することがよくある。県内でも、財政破綻に近いまちがあるのではないかという話も出ているが、どういう情報をどのように提供していくのかによって、受け止められ方がかなり異なってしまう。
- 連結決算を行い、本当の意味での全体の「財政状況」をオープンにしていけないと、運営としては後々非常に厳しくなってくる。
- 連結決算を踏まえた財務諸表が、財政情報としては非常に重要になってくる。それらをきちんと作成して、公表するということが、条文の項目として設けられることもある。
- 市の財政状況を計るものとして、経常収支比率や人件費比率、公債費比率、地方債残高比率などがある。そのあたりと、財政運営に必要な指標をしっかりと定めて、財政健全化計画を作成するということを盛り込むこともあり得る。
- どういうバランスの下に、今の財政計画が立てられているのか、それが非常に厳しい状況であるならば、財政を健全化する計画を立てて、運用していくという条文が含まれることもある。このあたりまで含めた財政情報、健全化計画というところまでを念頭に置いた上で、この第 32 条について、ご意見を伺いたい。
- 市民の会の委員さんから、財政運営についてご提案された動機の説明があり、それはよく分かった。関谷会長からも政策財務の基本的なことについてお話をいただいたが、まちづくりを総合的にどう進めていくかという観点に立ったとき、行政に依拠した税金によるまちづくりではいけないのではないかと思う。
- 多様な主体が参加して、総合的に魅力ある茂原市を作っていくためには、茂原市の財政が健全であることはもちろんだが、まちづくりを進めていく上で必要な財源については、必ずしもすべて税金で賄うものではないとなると、この条文の位置付けはどうなるのか。
- まちづくりを総合的に推進していく上で、行政にある程度担ってもらわなくてはならない部分はあるが、企業力や市民力をうまく引き出し、道路や河川、公園などのハードを生かして、市民が生き生きと交流や活動をできるようにするには、インフラが整備されていなければならないのかというと、そうでもない。
- 例えば、私の専門分野の話になってしまうが、兵庫県三田市では、「オープンガーデン」というものを行っている。一般家庭の庭を公開し、そ

鈴木(弘)委員

ここにいろいろな人が訪れ、見て回るものである。行政は、その交通手段として、バスを出しているが、あくまでも主体は市民である。

- 永長委員
 - まちづくりとして狙おうとしていることと、財政運営の整合性が、私自身には少し理解しづらい部分がある。公的資金に全て頼ってまちづくりを行う必要はない。
 - 第7章は、行政運営の基本原則を定めているものであり、ここは市の財政運営に特化されているのだと思う。この章では、「行政運営の基本原則」を定めており、条例全体で「まちづくり」を定めるものであるので、「市の財政」でよいのではないかと、私は理解している。
- 関谷会長
 - 市民の活力については、この項目に関して言えば、先ほど私が申しあげた「財政健全化計画」の中で、どこまで行政としてコストカットをしていくのかという部分で、行政がやらなくてもいいものは、どんどん市民や地域に委ねていくという話になると思う。
- 鈴木(弘)委員
 - では、目標としての「まちづくり」の財政の部分については、どこに記述されているのか。それがこの条文だけということであれば、行政に依拠したまちづくりではないのではないかなと思う。
- 永長委員
 - 「協働のまちづくり」の中で、お金のことは書かれてはいないが、協働でまちづくりをやっていくと書かれている。
 - 逆に言えば、協働のまちづくり、市民参加は、お金ありきではない。結果的にお金の話が出てくるかもしれないが、すべてを網羅するのは難しいのではないかな。
- 鈴木(弘)委員
 - 「行政運営の基本原則」として、この財政運営の項目があるということで、理解した。
- 関谷会長
 - 財務は、やや専門性の高い分野でもあるので、議論しづらいところがあるかもしれない。
- 高信委員
 - 第31条の提言理由に、地方自治法の総合計画の策定義務が削除されたとあり、国も、地方創生のために予算を組んでいる。茂原市の税金だけでやるのではない。財政運営は、最少経費で最大の効果を挙げるという文言が入っているので、これから一つひとつ積み重ねていけば、地方創生に繋がると思う。
 - 先日、テレビで、長崎県の五島列島のことが取り上げられていた。たくさん島があるが、ある島には、週1回しか連絡船が来ず、人口が95歳の母と66歳の娘の2人しかいない。以前は立派な住宅が数多く建っていた。電気とプロパンガスはあるが、水道がなく、雨水で生活している。その連絡船は、1年間に1,500万円の燃料費がかかり、自分たちのために迷惑をかけられないので、95歳の母は、施設に入るといような話をしていた。
 - 話を戻すと、財務の運営は、最少経費で最大の効果を挙げられるよう、市民も努力しなければならないし、政策が良ければ、国も予算をとって

関谷会長

いるので、茂原市の税金だけでやっていくわけではない。

- 国で確保できる予算も、どんどん限られてきている。また、国の財政運営の一つのあり方として、地方を競争させるといふものがかかり出てきている。そのような中で、自分たちなりの計画を立て、国が公募している事業に、茂原市がどんどん応募していくようにならないといけない。これまでは、何もしなくてもお金が国から来ていた部分があったが、今後は、そのような状況ではなくなってくる。各省庁とも、そのようなスタンスにかなり変わってきている。そんな中で、どうお金をやりくりしていくのかが問われてきている。
 - 財政運営は、もちろん茂原市の税金だけではないが、茂原市としてどう自主財源を分配していくのかということもあるし、国や県と合わせて、どう財政運営していくのかということもある。そのあたりを含めて、どう健全に運営していくのかというルールを、ここに定めるということである。
 - 最少の経費で最大の効果を挙げていくという考え方で、財政運営を行うというのが、大原則になる。そのことは、提言書にあるような形で良いのではないかと思う。
 - それを踏まえた上で、2番目として、連結決算等を踏まえた、本当の意味での財政状況を、情報として提供していくということが描かれている。
 - 茂原市はそのようなことはないと思うが、他の自治体の財政状況を見ていると、公表されている情報と実態にずれがある。これがどんどん顕著になってしまうと、市民は公表されている情報しかわからないので、自分の自治体はしっかりやっていると考える。ところが、いろいろなところで、財政状況が厳しいので、事業をカットするという話になってしまうと、これまで公表されていた財政状況と違うではないかとなり、問題になっている自治体もかなりある。部分的な情報ではなく、全体の情報をしっかり公表していくことが、重要である。
 - 連結決算は、すべての繋がりの中で、財政状況がどうなっているのかを見るものである。適切な財政情報を作成して公表することが、非常に重要である。
- 白土委員
- 基本的には提言書のとおりでいいと思うが、文章が長い。どこで切れればいいか悩んだが、結果が出ない。
 - 第2項について、「インターネット等」とあるが、「等」が入っているものの、何でもインターネットとしてしまうと、インターネットを使えない人はどうなるのかということになってしまう。敢えて文章化する必要は、ないのではないかと思う。
- 関谷会長
- 一つの文章が長すぎるというのは、先ほどの総合計画の条文にも共通するところである。

- 例えば、「最少の経費で最大の効果を挙げるよう、財政運営を行う」までを第1項にし、「中長期的な視野に立ち〜」というのは、健全な財政基盤を確立するということであるので2つ目とし、3つ目は、財政状況をしっかり公表していくというように、3つの項目に分けることが可能ではないか。1項目ごとの情報量が多くなってしまいうようであれば、そのように分けて構わないと思う。
 - 財政の面では、「最少の経費で最大の効果」というのは、市民にとって最も分かりやすい言葉である。
 - 実際に、市の職員の皆さんが仕事をしているのを見ると、夜の8時や9時まで残業をしているところもある。人員を削減しておいて、質の良いまちづくりをせよとなると、職員の皆さんにとっても、結構辛いところがあると思う。
 - 「最少の経費で最大の効果を挙げる」で切ってしまうと、職員の皆さんが働いていることの内容が無視されてしまい、お金の面だけでしか職員を見なくなるのではないかと心配してしまう。職員一人ひとりの質を上げるのはもちろんだが、人数も必要であると思う。やたらに（人数を）減らせばいいというものではない。
 - 「最少の経費で最大の効果を上げるために、職員の数をこれだけ減らした」という説明の仕方であってはならないのではないかと思います。
 - これまでいろいろ議論してきたが、職員の数を減らさなくてもできるような息吹が残ればよいと思う。
- 丸嶋委員
- 職員を応援していただいたことに、感謝申し上げたい。ただ、その部分については、ここは財政運営についての条文なので、行政組織の整備等の項目で解説に入れるなどしてはどうかと思う。または、この条文の解説に、「単なる人員削減による安直な財源確保ではない」という旨を入れても良い。
- 永長委員
- 私は賛成である。
 - 今ご指摘いただいたことについては、先ほど確認した第26条の「適切な定員管理と能力及び適正に応じた職員の採用・登用・配置」という部分で、十分担保できるのではないかと思います。
 - 財政運営の条文では、このような（最少の経費で最大の効果）言い方をしますが、そのためにどんどん職員を減らしていけばいいということになれば、第26条に抵触することになる。そこは、バランスの中で考えていくということで、今ご指摘いただいた懸念は、ある程度カバーできるのではないかと思います。
- 千葉委員
関谷会長
- 一般の市民は、「最少の経費で最大の効果」ということで分かりやすいが、だいたいそこで思考がストップしてしまう。条文が別のところにあっても、なかなか繋ぎにくい。
- 丸嶋委員
- そこは、条例の特徴であり、一つのところにいろいろ盛り込むのは、難
- 関谷会長

しい。いろいろな条文を組み合わせながら捉えていくのが、解釈運用である。

千葉委員

- 財政運営の中で、先ほど鈴木（弘）委員がおっしゃった「民間の力の活用」ということを、どこかに入れていただきたいと思う。
- （提言書の）この文章だけを読むと、行政のことしか書いていないが、まちづくりのためのお金は全て市が出すというように感じられてしまう。民間のお金も頼りにするという文章を、どこかに入れて欲しい。
- やはり、何でもかんでも行政がやるという感覚が、市民の中にあると思う。それを避けるために、この条文の中では無理だというのなら、どこかに入れていただきたい。

関谷会長

- その部分については、私が先ほど申し上げたように、「財政健全化計画を立てる」という柱を立て、その中に、市民、民間、地域のお金を有効に活用していくという形でうたうこともできる。また、市が持っている資産を有効に活用するという事を盛り込むこともあり得る。
- お金を使うことばかりではなく、行政の資源も活用し、それ以外のものも活用していき、場合によっては、収益を作り出していくということも含めて描くことはあり得る。

千葉委員

- 私の考えとして、行政から補助金をもらって活動しているものは、だいたいダメだと思っている。流れを見てみると、行政が関わった組織は、だいたいダメになっている。私も活動しているが、なるべく行政を外して、独自にやるという方針で持っていたおかげで、長続きしているのだと自負している。そういう意味で、この文章がとても気に入っている。
- これからまちづくりをやっていく上で、行政と民間の関係をはっきりさせておいたほうがいいと思う。

鈴木（弘）委員

- この財政運営の項目は、永長委員がおっしゃるように、「行政運営の基本原則」であるが、いずれにしても、少子高齢化が進んでいくし、財政面でも、福祉関係にかなり予算が取られていくことは間違いない。そのような意味で、「財政運営の健全化」が、まちづくりの上で重きを置くことになる。
- ここに新たに入れ込むことではないのかもしれないが、基本的な思想としては、「自分たちでできることは、自分たちでやる」ということである。自分たちでできないものは、行政にやってもらうという、「自助・共助・公助」という考え方であり、「公助」のところは、この条文で良いと思うが、「自助」や「共助」は、まちづくりの中で重要である。お金の話になると途端に行政、というのでは、少し違うのではないか。まちづくりということからすれば、「自助」や「共助」のことも、少し入れておくべきだと思う。

関谷会長

- そのあたりは、おそらく、この項目だけでなく、条例全体の骨格に関わることであるので、どのような盛り込み方が良いのかである。

林委員

- 「自助・共助・公助」は、福祉系から出てきた一つ概念区分であるので、非常に大事な視点である。私の専門テーマからすると、それは「補完性」という考え方である。当該団体でできることは、その団体や共同体が自主的にやっていく。できない部分については、他の団体や、より大きな組織や共同体が補完していくという考え方があり、この中に十分生かされる発想である。
- 鈴木（弘）委員のご指摘は、非常に重要なものである。理念や骨格については、条例の最初のところで改めて振り返りたい。これは、市民活動の部分や協働にも関わってくるし、財政面にも関わる、全体に係るご指摘であるので、条例冒頭の部分で、定義も含めて、トータルにどう考えるかを位置づけさせていただきたい。
- 農業委員会で、これからの農業をどうするのかというご指摘もあったが、来年の国会で、地方創生の中で規制改革が行われ、現農業委員会が廃止され、改めて新しい方針で、市長が任命した委員が就任することになる。
- 議会の承認は必要ではあるものの、市長の考えの中で農業委員が決まるので、茂原の地域をどうするのかという市長の考えを、財政の中で生かせるようにしていただければありがたい。
- 今までは、「人・農地プラン」という国の事業を実施し、草刈り、水路整備、道路整備等を含めて、補助金をもらっていた。これを、市で全て受け持つことは当然できないので、ボランティアや地域、自治会を含めてやっている。
- これから先、市長の命を受けて農業委員が選ばれるので、この地域の農業をどうするのかというご指摘には答えにくいですが、各市町村長の考え方で、農村部をどう生かしていくかということになる。農業後継者もいないので、大規模経営にするとか、国では企業を参入させるという方針もあるようである。これを市長がどう考えるかである。
- 市長も任期があるので、継続してくれればよいが、方針が変わる可能性もある。農地法も変わってくるので、我々としては、市長に期待するより他にない。
- ご指摘いただいたように、我々農業委員会としても、地域の農地をどう守るのか、活動しているところであるが、なかなか生かされないのが残念である。私どもも、市の財政に口をはさむことはできないが、市長をはじめ、議員の皆さんの考えが反映された財政運営がなされればよいと思う。
- 林委員のご指摘は、非常に大事なものであり、今の方向性が進むとなると、規制緩和が進み、首長の主導性がかなり強化されることになる。地方分権という意味合いもそうであり、いろいろな規制が緩和されてくると、そのまちとしてどうしたいのかという方針が問われてくる。そうな

関谷会長

ると、自分たちのまちでは、農業部門についてはこのような姿勢で、どのような計画を立てていくのか、その計画をどう立てて、どう予算を付けていくのか、どういう優先順位で進めていくのかということが問われてくる。それとの関係でも、財政運営のあり方や、場合によっては、「地域の実情に即す」、あるいは「優先順位を適切に考える」ということが問われてくる。

- そろそろ終了の時間が迫ってきたが、財政運営の項目については、どこかを削るという話は今のところ出ていない。重要項目として、「最少の経費で最大限の効果を挙げる」ということと、「健全な財政運営、財政基盤」、「財政状況を的確に公表する」という3つの要素が挙げられる。これを分けて描くかどうかということになるが、先ほど私が申し上げた、「連結決算などを含めた財務諸表をしっかりとつくって公表していく」というような、もう少し突っ込んだ部分についても、盛り込むべきかどうか。あるいは、「健全な財政基盤を確立する」という上で、計画を立てて臨んでいくということも明記するかどうか。そのあたりについては、いかがか。

中山委員

- 財政運営については、関谷会長がおっしゃったように、3つの項目に分けるのが、私も良いと思う。
- 連結決算は非常に大事な話であり、夕張市の話も出たが、国では平成19年か20年頃に地方財政の健全化のための法律を作り、全市町村が決算時において4つの指標を示している。一つでも基準を超えると、財政運営について、国が関与することになるという、かなり厳しい形になっている。それらの指標に基づき、危険かどうか判断されるが、茂原市の場合は、危険ラインを少なくともクリアしている。ただし、数字が高いことは確かである。
- 4つの指標の中には、一般会計や特別会計、茂原市では解散したが土地開発公社、広域市町村圏組合の将来の財政負担についても、全て入っている。それが一つの指標として表れる。「連結決算」がどの範囲まで指すのか分からないが、法律の中で既に担保されていることをご承知いただいた上で、ご議論いただければありがたい。

高信委員

- 住民側から、誤解がないように申し上げておきたいが、何でもかんでも行政ということではなく、現在も、地域でやれることは、自治会などでやっている。できないものについて、行政に助けられている現状は、知っておいていただきたい。

関谷会長

- 今出たご意見等を踏まえて、連結決算等についても、どのような表現が可能か、たたき台を作成し、次回までに提示したい。その上で、そこまでは不要ということであれば、削除で構わない。
- 条文を分割するというのと、加える部分を加味した上で、次回までにたたき台を作りたい。

事務局(企画
政策課主査)

中山委員

- 今日はここまでとしておき、次回は年明けの1月16日に予定しているので、残りの政策法務、行政評価、監査、行政手続のあたりを、なんとか終わらせてまいりたい。
- 冒頭にも確認させていただいたが、次回は行政の章に目途を付けてまいりたい。議会の章にも入ることができれば、調整してまいりたい。
- 資料については、事前にお送りし、ご意見を紙にまとめていただき、お寄せいただければと思う。今後の協議会を、なるべく効率的に進めてまいりたいので、あらかじめご意見をお寄せいただきたい。
- 次回の協議会は、1月16日(金)となる。本日のご意見を踏まえ、会長と相談の上、たたき台を作成し、議事録と合わせて、委員各位に事前にお送りしたい。
- 先ほど議会の章の話が出たが、審議を2回も引き延ばしていただき、お詫び申し上げたい。おかげさまで、ようやく議会基本条例のたたき台ができたので、委員の皆さんにお配りし、次回以降、協議をさせていただきたいと思う。
- ただ、定義の部分、特に市民の定義について、現在はまちづくり条例の提言書と同じような形になっているが、議会内部でも「市民=住民」であり、それとは別に「市民等」といううたい方もできるのではないかという意見も出ている。これについては、まちづくり条例との整合性を図りながら進めてまいりたい。
- もう一点、「議決要件」という項目がある。先ほども議論になっており、基本構想についてはまちづくり条例に根拠づけるということであったが、議会としても、将来の土地利用に関わる都市マスタープランや、福祉の重要な計画は議決要件にしたいと考えて条例案を作成した。これについては、執行部側と協議できればと考えているので、最終的に決まっておらず、協議中というところもある。
- あとは、条文として整理してきたものであるので、お読みいただいた上で、ご議論いただければ幸いである。
- 併せて、これを踏まえた上で、まちづくり条例の提言書の中では、議会の章には6つの条文が書かれているが、議会とすれば、議会基本条例をつくるのであるから、まちづくり条例の議会の章については、簡素にして、議会基本条例に委任するような形でいいのではないかと考えている。それは、議会の章を議論する際に、改めてご説明させていただきたい。
- 議会基本条例の素案を配布いただいた。次回かその次くらいになると思うが、この協議会においても、議会の章について議論してまいりたい。
- 我々が議論しているまちづくり条例は、包括条例を想定しているので、議会の項目を抜くわけにはいかないが、中山委員がおっしゃったように、どう位置付けるかを今後詰めていくことになる。そのあたりを含め

関谷会長

て、今後、議論をお願いしたい。

- 先ほども申し上げたように、首長の主導性が今後かなり出てくる中で、地方議会として、どういう位置付けで役割を果たしていくのか、地方議会改革ということも言われている中で、いろいろご議論された結果が、このような形で出てきていると思う。ぜひ、皆さんからご意見をいただきたい。